

森から世界を変えるプラットフォーム
 [Japan Public-Private Platform for Forests based Solutions]
 運営要領

総則	名称	本会は、森から世界を変えるプラットフォームと称する。英名は Japan Public-Private Platform for Forest-based Solutions とする。
	目的	本会は、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて、途上国における持続可能な森林管理及び森林資源を活用した自然ベースの課題解決に関心を有する本邦関係者間が途上国及び日本の課題解決のための活動を促進することを目的とする。
会員	会員資格	<p>本会の会員は、本会の目的に賛同し会員の行動規範等に同意し、入会を申請した、本邦の民間企業／業界団体、市民社会、大学／研究機関、関係省庁、国際機関駐日事務所等の団体又は個人とする。</p> <p>ただし、当該団体及びその代表者、役員または実質的に経営を支配する者（以下「役員等」という。）又は当該個人が、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等（これらに準ずる者又はその構成員を含む。各用語の意味は平成16年10月25日付け警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」（以降の改正を含む。）に準じる。以下「反社会的勢力」という。）に該当する場合又は反社会的勢力と不適切な関係を有すると認められる場合は、本会の会員となることはできないものとする。</p>
	会員の行動規範	本会の会員が本会に関連する活動を行う場合には、我が国及び活動対象国の法令を遵守するものとする。
	登録	<p>本会の会員登録を希望する団体又は個人は、本運営要領に同意した上で本会事務局に会員登録申請を行う。</p> <p>なお、「森から世界を変える REDD+プラットフォーム」に加盟していた団体又は個人は、退会の意思を示さない限り自動的に本会に継続して登録するものとする。</p>
	登録費及び会費	登録費及び会費は徴収しない。
	退会・除名	<p>1 会員は、本会の登録を解除しようとするときは、登録解除を書面又はメールで本会事務局に連絡しなければならない。</p> <p>2 会員が以下に該当する場合には、独立行政法人国際協力機構の決定により当該会員を本会への登録を解除することができる。</p> <p>(1) 本会の名誉又は信用を傷つけたとき。</p>

		<p>(2) 本運営要領に反する行為をしたとき。</p> <p>(3) 反社会的勢力に該当すること又は反社会的勢力と不適切な関係を有することを疑うに足る事情が明らかになったとき。</p> <p>(4) その他本会の会員として相応しくない事情があると独立行政法人国際協力機構が判断したとき。</p> <p>3 団体である会員が解散等により消滅したとき又は個人である会員が死亡したときは、その時点をもって本会の登録を解除したものとみなす。</p>
本会の活動	本会の基本的活動	<p>本会は、本会の目的を達成するため、途上国の持続可能な森林管理にかかわる次の活動を行う。</p> <p>(1) 途上国の持続可能な森林管理に関する情報・経験の共有</p> <p>(2) 啓発イベント、セミナー等の開催</p> <p>(3) 参加企業・団体等による共同活動（共同研究・技術開発、民間企業等の海外展開における連携、JICA 事業を活用した連携等）の企画支援</p> <p>(4) その他、本会の目的を達成するために必要な活動</p>
	定例会	<p>1 本会は、定期的に定例会を開催する。</p> <p>2 定例会においては、本会の活動に関する方針、活動報告、活動計画、会員の活動状況等に関する情報共有、意見交換等を行うものとする。</p>
	分科会	<p>本会は、会員の要望等に応じて、特定の地域・課題等を取り組み対象とした分科会を設置することができる。分科会の設置においては、幹事団体が別途定める所定の様式により分科会設置申請を本会事務局に提出し、事務局の承認を得なければいけない。分科会の幹事団体は、本会の定例会等において、分科会活動方針、活動報告、分科会会員の活動状況等に関する情報共有、意見交換等を行う。</p>
事務局	事務局	<p>1 本会の事務局を独立行政法人国際協力機構地球環境部及び国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所 REDD プラス・海外森林防災研究開発センターに置く。</p> <p>2 事務局は、次の役割を担う。</p> <p>(1) 途上国の持続可能な森林管理の現状や課題、ニーズに関する情報の収集と提供</p> <p>(2) 広報活動</p> <p>(3) 定例会その他イベントの開催事務</p> <p>(4) 会員間の共同活動の促進・支援</p> <p>(5) JICA 事業への参画等に関する個別相談対応</p> <p>(6) 会員の登録等に関する事務</p> <p>(7) その他、本会の運営を行うために必要な活動</p>
改廃	改廃	本運営要領の改廃は、独立行政法人国際協力機構が行う。

設置期間	設置期限	本会の設置期間は2025年12月末までとする。
附則		この運営要領は、本会の設立の日から実施する。